

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net
<http://www.20jyosaiban.net/>
郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

東西とも最高裁のたたかいへ!!

東西の郵政 20 条裁判に対するご支援に感謝します。すでに支える会ニュース No. 25、26 で報告したように、東日本裁判は昨年 12 月 13 日に東京高裁で、西日本裁判は今年 1 月 24 日に大阪高裁でそれぞれ高裁判決が出されました。両高裁判決は不十分な点はあるものの、地裁判決を上回る内容で一步でも前進したものになりました。高裁判決を受けて、東西 20 条裁判はいよいよ最高裁へとたたかいの舞台を移します。

◆上告受理申立理由書を提出し、主張を展開!

東日本では二審の敗訴部分も含めて請求項目すべてについての上告受理申立書を 2018 年 12 月 25 日、上告受理申立理由書を 3 月 7 日に提出しました。被告・会社側も 3 月 7 日に上告理由書及び上告受理申立理由書を 3 月 7 日、提出しました。西日本は外務業務手当と郵便外務業務精通手当は外し、上告受理申立書を 2 月 4 日、上告受理申立理由書を 3 月 29 日に提出しました。被告・会社側は東と同様に二つの理由書を 4 月 2 日、提出しました。

◆最高裁のたたかいに向けて東西弁護団会議を開催

東日本裁判と西日本裁判を担う弁護団は 3 月 31 日に最高裁のたたかいに向けて東西弁護団会議を大阪で開催しました。東西の弁護団会議の開催は 3 回目となります。会議には東から 4 人、西から 3 人の弁護士、組合からは本部副委員長 2 人を含め 4 人が出席しました。会議では 20 条裁判をとりまく情勢の分析、東西の上告受理申立理由書の説明と高裁判決の問題点、他の 20 条裁判(メトロコマース、大阪医科大学、佐賀中央局、イセキ等)の報告と検討を踏まえた 20 条裁判の到達点と今後の展望等を課題として議論を行いました。郵政ユニオンからは 19 春闘と組合として新たに提起している「東西高裁判決を活かしてのとりくみ」について報告を行いました。

会議終了後は懇親会を行い、東西弁護団相互の交流を深め合い、また組合との意思疎通と団結をはかってきました。有意義な会議になったと思います。

裁判提訴から約 5 年、たたかいもいよいよ大詰めを迎えました。今、最高裁で係争中の他の 20 条裁判と合わせて、最高裁での勝利判決が日本の非正規 4 割という雇用社会を撃ち、変革するものになっていくことは間違いありません。これからも変わらぬご支援をお願いします。



郵政ユニオン 東西高裁判決 を活かすとりくみを開始！！

郵政ユニオンは東西の高裁判決を受けて、判決が認めた手当・処遇(休暇)について、対象となるすべての非正規社員に「過去にさかのぼって支給させる」とりくみを開始しました。判決の効力が残念ながら原告にしか及ばないためのとりくみです。本部は19春闘と合わせて「労働契約法20条裁判・東京高裁判決及び大阪高裁判決を受けての要求書」(要求項目は6項目)を2月20日、日本郵便に提出しました。このとりくみは各地方本部、各支部からも要求書を提出しています。すでに東京支社、東海支社からは「権限外事項」という責任逃れの回答がありました。会社の回答いかんにかかわらず、第二次訴訟のとりくみも含めてたたかいを継続していきます。

格差是正の大きなうねりを！

労契法20条裁判の闘いの成果を 職場で活かそう！

日時

5.28(火) 18:30~

(18:00 開場)

場所

**エルおおさか
南ホール**

(参加無料・申込不要)



● 事件報告

～判決のポイントと職場の取組み
【弁護団報告】

- ①ハマキョウレックス事件
- ②郵政西日本事件
- ③大阪医科薬科大学事件
- ④メトロコマース事件

● 報告・総括

～どう活かすか
改正法とガイドライン

正規と非正規の待遇格差の是正を求める労働契約法20条裁判の判決が相次いでいます。

私たちはどのように判決を活用すべきでしょうか。私たちの課題は何でしょうか。労働組合がどのような取組みを行うべきでしょうか。

弁護団からの報告や議論を通じて検討します。

共催 連合大阪法曹団・大阪労働者弁護団・民主法律協会
連絡先 民主法律協会(06-6361-8624) 大阪労働者弁護団(06-6364-8620)

「労働契約法20条裁判をたたかう郵政原告団を支える会」新規加入・継続・カンパ等ご協力いただける方は、住所・氏名を明記のうえ、右記へ送金願います。 年会費 個人1口1,000円 団体1口3,000円 郵便振替口座00170-7-386997「郵政20条裁判を支える会」